

農業保険を活用し、リスクに備えましょう！

令和2年5月11日
加須農林振興センター

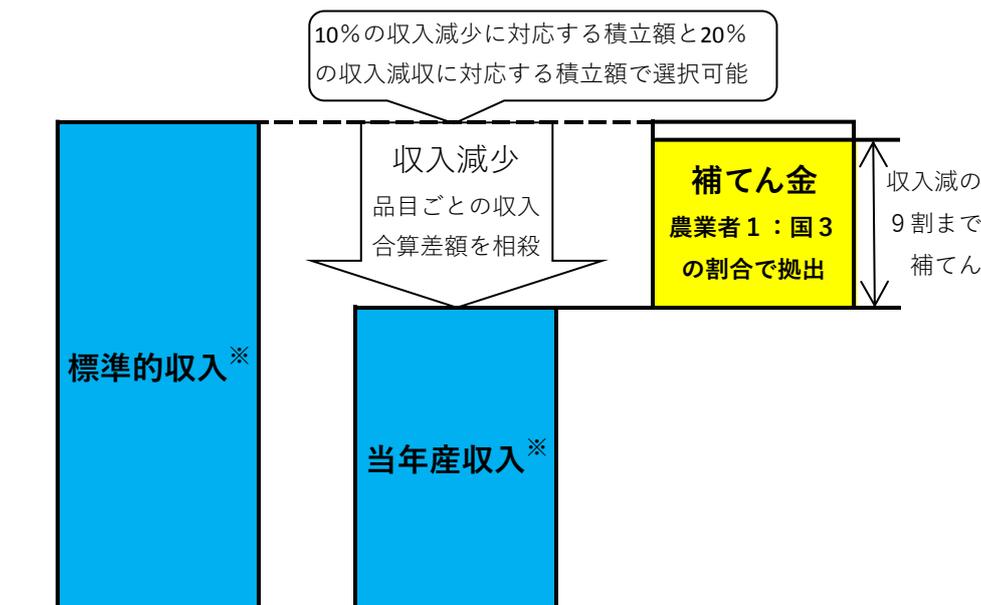
新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需給情勢等、先行きが不透明です。また、近年は想定外の気象災害によるリスクも無視できなくなっています。農業保険を積極的に活用して様々なリスクに備え、農業経営の安定を目指しましょう。

新型コロナウイルス感染症の影響により、②農業共済、③収入保険の保険料等の支払いが困難な場合は、農業共済組合に申し出ることにより、支払期限の延長が可能です。

①収入減少影響緩和対策(ナラシ対策) まだ間に合う！

- 対象者：認定農業者、認定新規就農者、集落営農
- 対象品目：米、麦、大豆(ビール麦、黒大豆、種子用を除く)
- 対象品目の価格下落や減収による販売収入の減少を補てんする(補てん金の75%を国が交付)。
- 手続き：6月30日までに地域農業再生協議会に加入申請→積立金を納付(補てん時の手続き)

翌年4月30日までに交付申請(農産物検査証明書や出荷伝票等を提出)→補てん金支払い



※標準的収入及び当年産収入は、毎年、「統計等により国が算出する地域(県)ごと、品目ごとの10a当たりの標準的収入額、当年産収入額」と、「加入者の出荷販売数量を地域単収で割り戻した面積換算値」の積により算定します。

②農業共済 ナラシ対策は農業共済相当額を差し引いて補てん→必ずセットで加入！

- 対象者：米・麦…耕作面積の合計が10a以上、大豆…耕作面積5a以上の農家(条件は品目により異なる)。
- 対象品目：米、麦、大豆等…品目ごとに加入。補償内容は品目により異なる。
- 自然災害、病虫害、鳥獣害等による減収を補償する(掛金の原則50%(大豆は55%)を国が補助)。

③収入保険 様々なリスクをまとめて補償！

- 対象者：青色申告(実績1年以上、簡易方式も可)を行っている農業者
- 対象品目：肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵を除く農産物(精米・もち等簡易な加工品を含む)
- 保険期間の収入が基準収入(過去5年間の平均収入)*の補償限度を下回った場合に、下回った額の支払率分を補てんする。
 ※青色申告実績の年数の平均。規模拡大等の場合は上方修正。災害等で大幅に減収した年の収入は特例により補正。畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)は収入に含む
- 保険方式(掛け捨て、必須加入、50%国が補助)と積立方式(解約時返金、選択加入、75%国が補助)の2階建て
- 手続き：保険期間前年の11月末日*までに農業共済組合に加入申請→保険料・積立金を納付
 ※法人の場合は事業年度(保険期間)が始まる1か月前まで
- 類似する①収入減少影響緩和対策や②農業共済、③野菜価格安定制度等との重複加入はできない。
- 災害等により補てん金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI 全国連から無利子のつなぎ融資を受けることができる(収入減少が見込まれる場合は、加入申請を行った農業共済組合等に事故発生状況を通知する)。

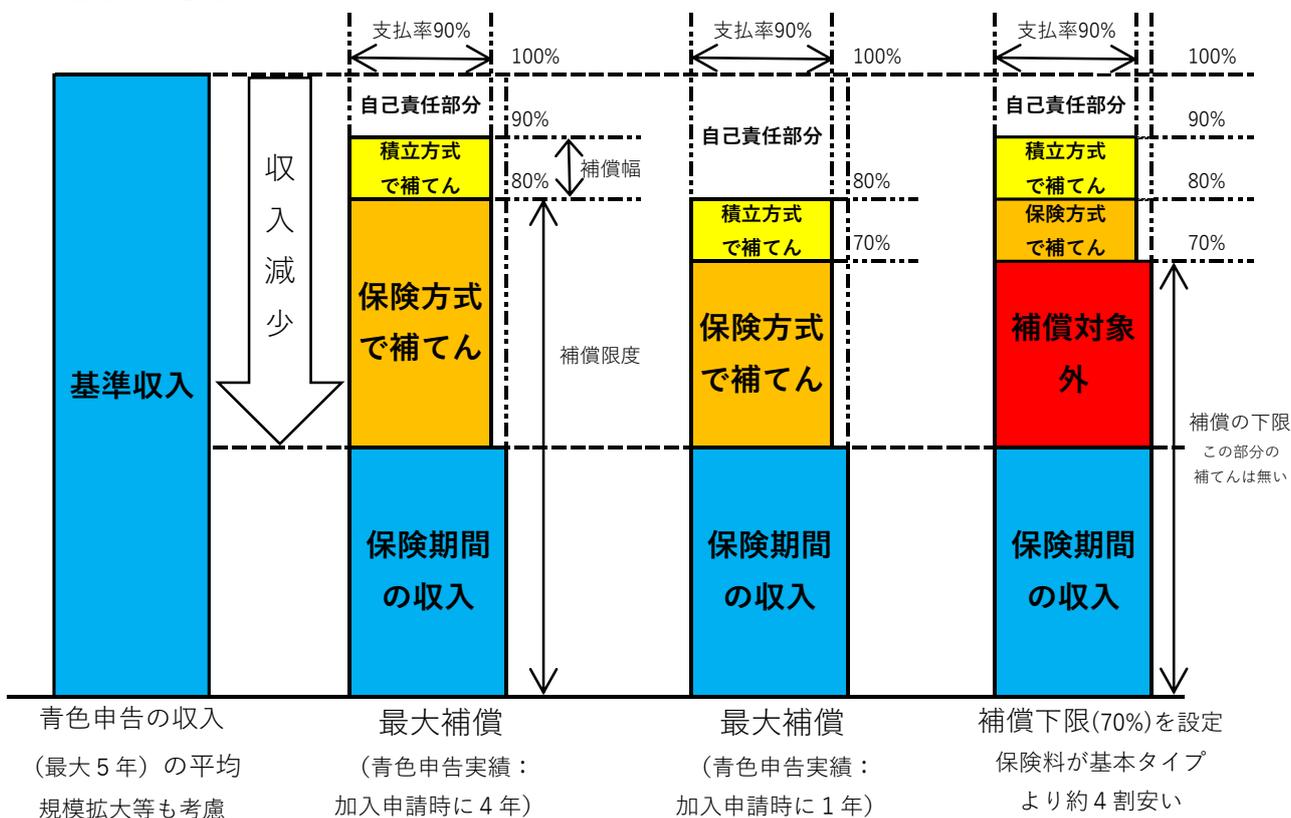


表 補償限度、補償幅、支払率、補償の下限の選択肢

青色申告実績の年数	保険方式		積立方式		補償の下限
	補償限度	支払率	補償幅	支払率	
5年(加入申請時に4年)以上	80%、70%、60%、50%	90%、80%、70%、60%、50%	10%、5%	90%、80%、70%、	50%、60%、70% 令和2年1月から
4年(加入申請時に3年)				60%、50%、40%、	
3年(加入申請時に2年)				30%、20%、10%	
2年(加入申請時に1年)				積立方式への加入は農業者の選択 積立方式の支払率は保険方式で選択した支払率以下とする	

☆経営改善のため、青色申告を始めましょう！

○青色申告制度とは？

日々の取引を所定の帳簿に記帳しその帳簿に基づいて正しい申告をすることで、経営上の問題点を確認できるとともに、税金の面で様々な特典を受けることができる制度です。

○青色申告の主な特典

・農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を必要経費(個人)、損金(法人)に参入でき、計画に従い農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合、圧縮記帳できる(積立時、取得時の確定申告時に農林水産大臣の証明書が必要)。

・申告控除

記帳の方法等の条件により最高 65 万円を所得金額から控除できる。

・事業専従者給与の必要経費算入

生計を一にする配偶者やその他の親族で、専らその事業に従事している人に給与を支払っている場合、その支払った金額のうち、事前に届け出をした範囲内で相当と認められる金額を必要経費とすることができる。

・純損失の繰越控除と繰戻し

事業所得等から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間(法人は10年間)に渡り、順次各年分の所得金額から差し引くことができる。また、前年も青色申告をしている場合は、損失額を前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできる。

○青色申告を始めるには？

個人は3月15日まで、法人は事業年度開始の日の前日までに税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、所定の方法で記帳し、帳簿を保存する。